（厚生年金保険給付に係る年金証書）

第四十七条　事業団は、前条による通知が厚生年金保険給付（厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。）の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　年金の種類及び年金証書の記号番号

三　年金コード

四　年金の受給権発生年月

五　その他必要な事項

2　事業団は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

（厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等）

第四十八条　厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号

四　再交付申請の理由

2　事業団は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3　受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを事業団に返納しなければならない。

（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

第四十九条　事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本（事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示の変更又は改氏名に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、知事等から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第一項の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちに、その記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付（脱退一時金を除く。）に係る受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　厚生年金保険給付の受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　年金の種類

三　基礎年金番号

四　厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号

五　受給権の消滅の事由

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄

二　死亡した厚生年金保険給付の受給権者の氏名及び生年月日

三　死亡した厚生年金保険給付の受給権者の基礎年金番号

四　厚生年金保険給付の年金証書の記号番号

五　死亡した者の死亡年月日

六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

2　厚生年金保険給付の受給権者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同法第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同法第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては同法第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を事業団に提出しなければならない。